

居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護支援サービスを提供します。
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次のとおり説明します。

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松
代表者名	岡本 康成
所在地・連絡先	(所在地) 浜松市中央区都盛町29-3 (電話番号) 053 - 427-1700 (FAX) 053 - 427-1702

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ふくまめ
所在地・連絡先	(所在地) 浜松市中央区都盛町29番 3 (電話番号) 053-571-1701 (FAX) 053-427-1702
事業所番号	2 2 7 7 2 0 4 8 1 0

(2) 事業所の職員体制

管理者	水嶋みづほ
-----	-------

職種	職務内容	人員数
主任介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供にあたる	1人(常勤・管理者と兼務)

3 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定居宅介護支援事業所運営に関する基準に定める内容を遵守し、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人およびその家族の意向等をもとに、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
-------	---

運 営 方 針	<p>1 利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切かつ総合的な介護サービスが提供されるよう介護サービス計画を行います。</p> <p>3 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>4 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p> <p>5 利用者の要介護認定に係る申請に対して、必要な協力を行います。 また、要介護認定の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行います。</p>
------------------	---

4 営業日・営業時間等

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

※ 休業日： 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始12月29日～1月3日

5 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	浜松市中央区（旧南区・東区・中区・西区）
------------	----------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

6 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
 - ※ 利用者の居宅訪問を月1回以上行う
 - ※ 課題分析（アセスメント）の実施
 - ※ サービス担当者会議の開催
 - ※ ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- (2) 要介護等認定の申請に係る援助
- (3) 給付管理業務

7 費用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

尚、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、保険者（市町村）から居宅介護支援費の支払いを受けるために必要な指定居宅介護支援提供証明書を利用者様に交付します。

【利用料金】

別紙1参照

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 km増すごとに	20円
------------------------------	-----

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

■提供した指定居宅介護支援等に係る利用者およびその家族からの苦情等を受け付けるための窓口を設置します。

当事業所 相談窓口	受付時間：月～金（祝日、12/29～1/3を除く） 8:30～17:30 担当者：水嶋みづほ 電話番号：053-571-1701
-----------	---

■当事業所以外にお住まいの市区町村および静岡県国民健康保険団体連合会へ苦情等を伝えることができます。

市役所介護支援課 指導第一グループ	連絡先 電話 053-457-2875
中央区役所 長寿支援課	連絡先 電話 053-457-2324

9 事故発生時等における対応方法

(1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	医師名	
	電話番号	

10 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ得るものとし、また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

11. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）および被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

12 研修

介護支援専門員の資質向上を図るための研修を年1回以上行います。

13.主治医との連携

主治の医師及び医療機関等との連携 事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

14.虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待防止に関する責任者	水嶋 みづほ
-------------	--------

15. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合においても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

16. 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

感染症の予防及び蔓延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及び蔓延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及び蔓延防止のための研修及び研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	水嶋 みづほ
--------------	--------

17. 身体的拘束等の原則禁止

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

指定居宅介護支援等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所在地： 浜松市中央区都盛町 29 番 3
法人名： 特定非営利活動法人 ぴあねっと浜松
代表者名： 岡本 康成 (印)

事業所名： ふくまめ
管理者名： 水嶋 みづほ
説明者名： (印)